

1 土砂災害警戒区域の名称

釜淵(1)、釜淵(2)、釜淵(3)、釜淵(4)、釜淵(5)、釜淵(6)、釜淵(7)、釜淵(8)、谷組、深沢(1)、深沢(2)、深沢(3)、深沢(4)、深沢(5)、深沢(6)、深沢(7)、深沢(8)、深沢西(1)、深沢西(2)、深沢西(3)、普光寺団地、寺坂(1)、寺坂(2)、寺坂(3)、堰下(1)、堰下(2)、堰下(3)、上原、寺村(1)、寺村(2)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、御所之入(1)、御所之入(2)、若宮(1)、若宮(2)、若宮(3)、若宮(4)、若宮上(1)、若宮上(2)、溝口(1)、溝口(2)、溝口(3)、溝口(4)、堀越(1)、堀越(2)、堀越(3)、堀越(4)、堀越(5)、堀越(6)、日向(1)、日向(2)、日向(3)、日向(4)、日向(5)、日向(6)、奈良本(1)、奈良本(2)、奈良本(3)、奈良本(4)、東柏原(1)、東柏原(2)、東柏原(3)、柳沢(1)、柳沢(2)、毛野(1)、毛野(2)、上赤塩(1)、上赤塩(2)、上赤塩(3)、上赤塩(4)及び扇平団地

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

釜淵(1)、釜淵(2)、釜淵(3)、釜淵(4)、釜淵(5)、釜淵(6)、釜淵(7)、釜淵(8)、谷組、深沢(1)、深沢(2)、深沢(3)、深沢(4)、深沢(5)、深沢(6)、深沢(7)、深沢(8)、深沢西(1)、深沢西(2)、深沢西(3)、普光寺団地、寺坂(1)、寺坂(2)、寺坂(3)、堰下(1)、堰下(2)、堰下(3)、上原、寺村(1)、寺村(2)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、御所之入(1)、御所之入(2)、若宮(1)、若宮(2)、若宮(3)、若宮(4)、若宮上(1)、若宮上(2)、溝口(1)、溝口(2)、溝口(3)、溝口(4)、堀越(1)、堀越(2)、堀越(3)、堀越(4)、堀越(5)、堀越(6)、日向(1)、日向(2)、日向(3)、日向(4)、日向(5)、日向(6)、奈良本(1)、奈良本(2)、奈良本(3)、奈良本(4)、東柏原(1)、東柏原(2)、東柏原(3)、柳沢(1)、柳沢(2)、毛野(1)、毛野(2)、上赤塩(1)、上赤塩(2)、上赤塩(4)及び扇平団地

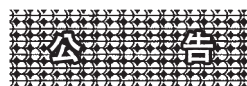
2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ小諸東店

小諸市御幸町2-2-26ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所(変更前)

Table with 3 columns: 氏名(名称), 代表者氏名, 住所. Row 1: 株式会社ツルヤ, 掛川 興太郎, 小諸市大字和田483-8

(変更後)

Table with 3 columns: 氏名(名称), 代表者氏名, 住所. Row 1: 株式会社ツルヤ, 掛川 健三, 小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

Table with 3 columns: 氏名(名称), 代表者氏名, 住所. Rows: 株式会社ツルヤ (掛川 興太郎), 有限会社エスポワール (甘利 庸子), 有限会社フラワーショップ花季 (前所 幸明), 株式会社シゲル (掛川 志げる)

(変更後)

Table with 3 columns: 氏名(名称), 代表者氏名, 住所. Rows: 株式会社ツルヤ (掛川 健三), 有限会社エスポワール (甘利 庸子), 有限会社フラワーショップ花季 (前所 幸明), 株式会社シゲル (掛川 志げる)

- 4 変更した年月日
平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)
平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)
- 5 届出年月日
平成20年1月8日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年1月21日から平成20年5月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ御代田店
北佐久郡御代田町大字馬瀬口字大堰添1743-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

やまいし株式会社	土屋 実	北佐久郡御代田町大字御代田1777-7
株式会社ヨダフォート	依田 俊一	北佐久郡御代田町大字御代田3931-6
株式会社シンピ堂医薬	千川 慎一郎	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢東15-8
有限会社フラワーメイト	柳沢 悦子	北佐久郡御代田町大字御代田2749-3

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社ヨダフォート	依田 俊一	北佐久郡御代田町大字御代田3931-6
株式会社シンピ堂医薬	千川 慎一郎	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢東15-8
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

- 4 変更した年月日
平成15年8月31日(やまいし株式会社の退店)
平成16年6月23日(有限会社フラワーメイトの退店)
平成16年7月8日(有限会社フラワーショップ花季の出店)
平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)
平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)
- 5 届出年月日
平成20年1月8日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年1月21日から平成20年5月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ軽井沢店
北佐久郡軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
株式会社ほしまん	星野 和寛	佐久市猿久保785-10
株式会社松屋	佐藤 拓	北佐久郡軽井沢町大字長倉3058
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社ほしまん	星野 和寛	佐久市猿久保785-10
株式会社松屋	佐藤 拓	北佐久郡軽井沢町大字長倉3058
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824

4 変更した年月日

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ上田原店

上田市上田原地久449-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
有限会社フローリスト花工房	吉田 正昭	上田市神畑490
有限会社成沢産業	成沢 捨也	上田市天神2-4-68
株式会社江戸一	小池 敏孝	東京都足立区西綾瀬2-23-17
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	埼玉県さいたま市下町2-16-1 ACROSSビル6F

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社成沢産業	成沢 捨也	上田市天神2-4-68
荻久保 清太郎	-	上田市中央東13-23

4 変更した年月日

平成15年1月31日(株式会社江戸一の退店)

平成15年2月6日(荻久保清太郎の出店)

平成16年2月29日(有限会社フローリスト花工房、株式会社プラザクリエイトの退店)

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エイデン松本店

ツタヤ北松本店

松本市渚1-30-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

株式会社エイデン

愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21

株式会社シナノポリ

長野市稲里町田牧1607-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21
株式会社シナノポリ	窪田 吉男	長野市稲里町田牧1607-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21
株式会社シナノポリ	窪田 国典	長野市稲里町田牧1607-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社シナノポリ	窪田 吉男	長野市稲里町田牧1607-1
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
未定(ドラッグストア)	-	-
未定(生花店)	-	-
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社シナノポリ	窪田 国典	長野市稲里町田牧1607-1
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
寺島薬局株式会社	田口 武	茨城県つくば市天久保2-17-5
株式会社フローラルメイト	濱 洋一	松本市笹賀7298-1
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21

4 変更した年月日

平成16年6月24日(寺島薬局株式会社、株式会社フローラルメイトの出店)

平成17年5月2日(株式会社シナノポリの代表者氏名)

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ松本店・ツルヤ平田店

松本市平田東2-21-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ノジマ

神奈川県相模原市横山1-1-1

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ノジマ松本平田店・ツルヤ平田店

(変更後) ノジマ松本店・ツルヤ平田店

(2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松本市平田区画整理16街区ほか

(変更後) 松本市平田東2-21-1ほか

(3) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

4 変更した年月日

平成17年2月1日(大規模小売店舗の名称)

平成18年3月23日(大規模小売店舗の所在地)

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ広丘店

塩尻市大字広丘堅石字桔梗ヶ原2145-180ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- 4 変更した年月日

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

- 5 届出年月日

平成20年1月7日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ長野南店

長野市稲里町中央1-23-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- 4 変更した年月日

平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)

平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

- 5 届出年月日

平成20年1月7日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ稲荷山ショッピングパーク
千曲市大字稲荷山字治田1332ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
寺島薬局株式会社	田口 武	茨城県つくば市天久保2-17-5
株式会社小森テレネット	小森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
有限会社ヌポー生花店	山崎 明宏	長野市北尾張部715-7
宮坂 三郎	-	千曲市大字寂蒔1138-3
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
寺島薬局株式会社	田口 武	茨城県つくば市天久保2-17-5

4 変更した年月日

平成16年2月28日(有限会社ヌポー生花店の退店)
平成16年3月31日(株式会社プラザクリエイト、宮坂三郎の退店)
平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)
平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)
平成19年12月31日(株式会社小森テレネットの退店)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ須坂西ショッピングパーク
須坂市須坂1603-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
平井 一彦	-	長野市東和田524-10
有限会社井出製菓	井出 富造	長野市西尾張部228-1
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F
三木 さち子	-	須坂市塩川町335-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
山岸 美幸	-	須坂市小島958
有限会社栄心堂	木村 茂	長野市箱清水2-32-8
株式会社かめや	吹上 孝文	諏訪郡原村11122-1
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F

4 変更した年月日

平成15年3月31日(有限会社井出製菓の退店)
 平成15年4月1日(有限会社栄心堂、株式会社かめやの出店)
 平成16年12月14日(平出一彦の退店)
 平成16年12月15日(山岸美幸の出店)
 平成16年12月31日(三木さち子の退店)
 平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)
 平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
 付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ一本木店
 中野市大字竹原116-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ
 小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
有限会社ヌボー生花店	山崎 昭宏	長野市北尾張部715-7

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社フローラルメイト	濱 洋一	松本市笹賀7298-1

4 変更した年月日

平成16年10月28日(有限会社ヌボー生花店の退店、株式会社フローラルメイトの出店)
 平成19年7月1日(株式会社ツルヤの住所)
 平成19年10月1日(株式会社ツルヤの代表者氏名)

5 届出年月日

平成20年1月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年1月21日から平成20年5月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
 付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県宮入池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年1月21日

長野県知事 村 井 仁

1 土地改良事業の名称

県宮ため池等整備事業

2 工事の着手年月日

平成18年8月28日

3 工事の完了年月日
平成19年12月25日

農地整備課

公告

信濃町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年1月21日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

理事

新任

氏名 住所

- 村松鉄雄 上水内郡信濃町大字平岡1635番地の5
- 石田正一 上水内郡信濃町大字穂波1483番地
- 戸谷田隆夫 上水内郡信濃町大字大井2182番地
- 若月英雄 上水内郡信濃町大字柏原78番地
- 原山美其夫 上水内郡信濃町大字平岡93番地
- 小林久雄 上水内郡信濃町大字柏原19番地の1
- 寺田福治郎 上水内郡信濃町大字古間359番地2
- 竹内清司 上水内郡信濃町大字大井481番地の1

重任

氏名 住所

- 外谷忠夫 上水内郡信濃町大字柏原2912番地
- 常田公雄 上水内郡信濃町大字穂波92番地
- 宮尾袈裟利 上水内郡信濃町大字柏原2073番地
- 石川広之 上水内郡信濃町大字柏原2903番地の1

退任

氏名 住所

- 小林英教 上水内郡信濃町大字平岡1676番地
- 瀧澤常雄 上水内郡信濃町大字古間573番地の2
- 二本松義昭 上水内郡信濃町大字平岡1172番地の1
- 中村稔 上水内郡信濃町大字柏原126番地
- 北村善一 上水内郡信濃町大字柏原391番地の1
- 宮尾義信 上水内郡信濃町大字大井270番地
- 丸山利平 上水内郡信濃町大字大井1240番地の7
- 片山嘉彦 上水内郡信濃町大字穂波1433番地

監事

重任

氏名 住所

- 小林一盛 上水内郡信濃町大字柏原2910番地の2
- 松村修 上水内郡信濃町大字平岡1655番地の1

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所へ備え置きます。

平成20年1月21日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

- 1(1) 申請人の住所氏名 佐久市大沢45番地1
株式会社石井商会
代表取締役 石井 隆久
- (2) 指定年月日 平成19年11月27日
- (3) 指定番号 佐久第299号
- (4) 指定した場所 佐久市野沢字梨ノ木343番11
- (5) 道路の幅員 4.29メートル
- (6) 道路の延長 34.81メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 佐久市下越236番地3
宮澤輝雄
- (2) 指定年月日 平成19年12月14日
- (3) 指定番号 佐久第300号
- (4) 指定した場所 佐久市下越字上川原225番9
- (5) 道路の幅員 4.40メートル
- (6) 道路の延長 18.70メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所へ備え置きます。

平成20年1月21日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

- 1 申請人の住所氏名 上田市諏訪形979-4
東信不動産流通事業協同組合
代表理事 水谷 眞貴夫
- 2 指定年月日 平成19年12月25日
- 3 指定番号 上小第695号
- 4 指定した場所 東御市海善寺字滋野鎮1016-3、1016-4
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 34.85メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所へ備え置きます。

平成20年1月21日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

- 1 申請人の住所氏名 駒ヶ根市上穂栄町24番地26号
有限会社南信不動産
取締役 青木 勝利
- 2 指定年月日 平成20年1月8日
- 3 指定番号 上伊那第493号
- 4 指定した場所 駒ヶ根市赤穂3743-4
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 32.50メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成20年1月21日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1(1) 申請人の住所氏名 安曇野市穂高1831
有限会社浅川不動産
代表取締役 浅川 登志雄
- (2) 指定年月日 平成19年12月7日
- (3) 指定番号 松本第243号
- (4) 指定した場所 安曇野市穂高2395-9
- (5) 道路の幅員 4.91メートル
- (6) 道路の延長 80.30メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 東京都世田谷区大原1-28-10
株式会社寿企
代表取締役 太田垣 敏郎
- (2) 指定年月日 平成19年12月18日
- (3) 指定番号 松本第244号
- (4) 指定した場所 安曇野市穂高北穂高3160-1、2803-4、
2803-5、2806-3、2806-4、2806-5
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 54.12メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成20年1月21日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 道路の種類
土地区画整理法に基づく飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業による新設の事業計画のある道路
- 2 路線名
(1) 都市計画道路網切線

- (2) 区画道路14-1号線
- (3) 区画道路6-8号線
- (4) 区画道路6-4号線
- (5) 区画道路6-5号線
- (6) 歩行者専用道路4-6号線
- (7) 歩行者専用道路4-5号線
- 3 道路の間
(1) 都市計画道路網切線
起点 飯山市大字飯山字蓮田274番地3
終点 飯山市大字飯山字蓮田262番地11
- (2) 区画道路14-1号線
起点 飯山市大字飯山字蓮田272番地2
終点 飯山市大字飯山字蓮田271番地4
- (3) 区画道路6-8号線
起点 飯山市大字飯山字蓮田271番地8
終点 飯山市大字飯山字蓮田262番地29
- (4) 区画道路6-4号線
起点 飯山市大字飯山字蓮田259番地3
終点 飯山市大字飯山字新町裏245番地15
- (5) 区画道路6-5号線
起点 飯山市大字飯山字蓮田259番地3
終点 飯山市大字飯山字新町裏243番地
- (6) 歩行者専用道路4-6号線
起点 飯山市大字飯山字蓮田274番地3
終点 飯山市大字飯山字蓮田271番地13
- (7) 歩行者専用道路4-5号線
起点 飯山市大字飯山字新町裏241番地10
終点 飯山市大字飯山字新町裏241番地3

4 幅員及び延長

- (1) 幅員=16メートル、延長=100メートル
- (2) 幅員=14メートル、延長=12メートル
- (3) 幅員=6メートル、延長=100メートル
- (4) 幅員=6メートル、延長=70メートル
- (5) 幅員=6メートル、延長=30メートル
- (6) 幅員=4メートル、延長=22メートル
- (7) 幅員=4メートル、延長=28メートル

5 指定年月日

平成19年12月17日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月21日

長野県立木曽病院長 久米田 茂喜

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
個人用血液ろ過装置 一式 3セット
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成20年2月29日

- (4) 納入場所
長野県立木曽病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4
長野県立木曽病院 事務局総務係
電話 0264(22)2703 内線 2213

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年1月30日 午後2時
イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月21日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

柳澤秀樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成20年度特会千曲川流域下水道事業汚泥処分業務委託(長野市赤沼1-(2))660トン(予定数量)
- (2) 役務の特質
下水汚泥焼却灰(加湿灰)のセメント資源化による処分
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 処分汚泥焼却灰発生場所
長野市大字赤沼字申高2455
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場
- (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼成)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成20年1月21日から平成20年1月28日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月6日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年2月5日 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同一入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月21日

長野県野菜花き試験場佐久支場長 萩原保身

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

フレーム原子吸光分光光度計 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成20年3月21日

(4) 納入場所

長野県野菜花き試験場佐久支場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市大字山浦4857-1

長野県野菜花き試験場佐久支場

電話 0267-25-3080

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月12日 午前10時

イ 場所 小諸市大字山浦4857-1

長野県農業大学校 合同教室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

農業技術課